

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害
の発生の防止に関する条例等の一部改正について

次のように改める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例等の一部を改正する条例

(鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
の一部改正)

第 1 条 鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例（平成 11 年鹿沼市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例

目次中「第 5 条」を「第 6 条」に、「特定事業に関する規則（第 6 条）」を「小規模
模特定事業に関する規制（第 7 条）」に、「第 25 条」を「第 24 条」に、「第 26
条—第 29 条」を「第 25 条—第 28 条」に改める。

第 1 条第 1 項中「及び災害の発生」を削り、同条第 2 項を削る。

第 2 条第 2 号中「特定事業」を「小規模特定事業」に改め、「500 平方メートル
以上」の次に「3,000 平方メートル未満」を加え、同条第 3 号及び第 4 号
を削り、同条第 5 号中「特定事業」を「小規模特定事業」に改め、同号を同条第
3 号とする。

第 3 条の 3 から第 5 条までを削る。

第 3 条中「及び災害の発生」を削り、同条を第 5 条とし、第 2 条の次に次の 2
条を加える。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等による

土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する土壌の汚染の防止に関する施策に協力する責務を有する。

- 2 事業者は、土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、責任をもってその解決に当たらなければならない。
- 3 建設工事等に伴い発生する土砂等を排出する者は、土砂等の埋立て等を使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないように努めなければならない。
- 4 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等を使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。
- 5 事業者は、暴力団員等（鹿沼市暴力団排除条例（平成24年鹿沼市条例第3号）第2条第6号に規定する暴力団員等をいう。次項において同じ。）又は密接関係者（同条例第6条に規定する密接関係者をいう。）であることを知りながら、これらの者に土砂等の埋立て等に関する業務を行わせてはならない。
- 6 事業者は、土砂等の埋立て等に関して暴力団員等から不当要求を受けたときは、速やかに、その旨を警察署その他の関係機関に通報しなければならない。
（土地所有者の責務）

第4条 土地所有者は、土壌の汚染のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提供することのないように努めなければならない。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 小規模特定事業に関する規制

第6条の2から第8条までを削る。

第6条の見出しを「（小規模特定事業の届出）」に改め、同条第1項本文を次のように改める。

小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業に供する区域（以下「小規模特定事業区域」という。）ごとに、当該小規模特定事業の計画を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

第6条第1項ただし書中「掲げる特定事業」を「掲げる小規模特定事業」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「特定事業」を「もの」に改め、同項第4号中「第6条第1項」を「第5条第1項、第6条第1項」に、「特定事業」を「もの」に改め、同項第5号及び第6号中「特定事業」を「もの」に改め、同条を第8条とし、第2章中同条の前に次の1条を加える。

(周辺住民等への周知)

第7条 小規模特定事業を行おうとする者は、あらかじめ、周辺住民等に対し、当該小規模特定事業の計画について規則で定める方法により周知するよう努めなければならない。

第3条の2第1項を次のように改める。

市長は、土壌の汚染を防止するため、土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）を規則で定めるものとする。

第3条の2第2項中「土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして」を「前項の土砂等について、人の健康の保護及び生活環境の保全を阻害する物質の含有量を」に改め、同条第3項中「又は改良土」を削り、第1章中同条を第6条とする。

第9条を次のように改める。

(変更の届出)

第9条 前条の規定による届出（以下「届出」という。）をした者（以下「届出者」という。）は、届出に係る小規模特定事業の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 届出者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第10条を削る。

第11条中「許可を受けた者」を「届出者」に、「当該許可」を「届出」に、「特定事業区域」を「小規模特定事業区域」に改め、「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、「であって規則で定めるもの」を削り、同条を第10条とする。

第12条第1項各号列記以外の部分中「許可を受けた者」を「届出者」に、「当該許可」を「届出」に、「特定事業」を「小規模特定事業」に、「採取場所ごとに、次に掲げる事項を記載した」を「規則で定めるところにより」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「許可を受けた者」を「届出者」に改め、「土砂等管理台帳」の次に「(以下「土砂等管理台帳」という。)」を加え、「当該許可」を「届出」に、「特定事業」を「小規模特定事業」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1項中「許可を受けた者」を「届出者」に、「当該許可に係る特定事業が」を「届出に係る小規模特定事業が」に、「当該許可に係る特定事業区域」を「当該届出に係る小規模特定事業区域」に、「当該特定事業区域」を「当該小規模特定事業区域」に改め、「水の水質検査」の次に「又は当該小規模特定事業区域の

土壌の地質検査（以下「水質検査等」という。）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が水質検査等を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

第13条第2項を削り、同条第3項中「許可を受けた者」を「届出者」に、「第1項又は前項の規定による検査」を「水質検査等」に、「当該検査」を「当該水質検査等」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「許可を受けた者」を「前項の規定にかかわらず、届出者」に、「当該許可」を「届出」に、「特定事業区域」を「小規模特定事業区域」に改め、「又は改良土」を削り、「ときは」の次に「規則で定めるところにより」を加え、同項を同条第3項とし、同条を第12条とする。

第14条第1項中「許可を受けた者」を「届出者」に、「当該許可に係る特定事業の施工を管理する事務所において、当該特定事業が施工されている間、当該特定事業に関し」を「届出に係る小規模特定事業について、」に改め、「第12条第1項の」を削り、「土砂等管理台帳を」の次に「規則で定めるところにより、」を加え、同条第2項中「指定する場所において、前項の当該特定事業が施工されている間、同項の書類の写しを」を「前項の規定により縦覧に供された書類の写しを規則で定めるところにより」に、「供するものとする」を「供することができるものとする」に改め、同条を第13条とする。

第15条第1項中「許可を受けた者」を「届出者」に、「当該許可」を「届出」に、「特定事業場」を「小規模特定事業場（小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設をいう。）」に改め、「その氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した」を削り、同条第2項中「許可を受けた者」を「届出者」に、「当該許可」を「届出」に、「特定事業区域」を「小規模特定事業区域」に改め、同条を第14条とする。

第15条の2の見出し中「搬入車両」の次に「への表示」を加え、同条中「許可を受けた者」を「届出者」に、「当該許可」を「届出」に、「特定事業区域」を「小規模特定事業区域」に改め、「規則で定める車両を使用しなければならない。この場合において、許可を受けた者は、」を削り、「当該特定事業」を「当該小規模特定事業」に改め、「その他の規則で定める事項」を削り、同条を第15条とする。

第16条の見出し中「特定事業」を「小規模特定事業」に改め、同条第1項中「許可を受けた者」を「届出者」に、「当該許可」を「届出」に、「特定事業」を「小規模特定事業」に改め、「とき」の次に「（廃止したときを含む。）」を加え、

同条第2項を次のように改める。

2 届出者は、前項の規定による届出において、規則で定めるところにより水質検査等を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、市長が水質検査等を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

第16条第3項を削る。

第17条を次のように改める。

(小規模特定事業の承継)

第17条 届出がされた小規模特定事業について、事業の譲渡、相続等により届出者としての地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第17条の2から第19条までを削る。

第20条第1項中「が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき」を「において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したとき」に改め、「若しくは改良土」を削り、同項各号を削り、同条第2項第1号中「特定事業区域」を「小規模特定事業区域」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条を第18条とする。

第20条の2中「その旨及び」を「その旨、」に改め、「内容」の次に「その他規則で定める事項」を加え、同条を第19条とする。

第21条中「許可を受けた者」を「届出者」に、「当該許可に係る特定事業」を「届出に係る小規模特定事業」に、「若しくは第17条第2項の規定による廃止の届出をした日又は第19条第1項の規定による許可の取消しを受けた日」を「をした日」に、「当該特定事業」を「当該小規模特定事業」に改め、同条を第20条とする。

第21条の2第1項中「現場管理責任者」を「届出に係る小規模特定事業を管理する者（次項において「現場管理責任者」という。）」に、「特定事業の施工」を「小規模特定事業」に改め、「及び災害の発生」を削り、同条第2項中「特定事業の施工」を「前項の小規模特定事業」に改め、同条を第21条とする。

第21条の3を削る。

第22条第1項中「、土砂等の埋立て等を行う者」の次に「(第18条第2項に掲げる者を含む。)」を加える。

第23条を次のように改める。

(他の地方公共団体との連携等)

第23条 市長は、本市における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び本市から排出される土砂等による土壌の汚染を効果的に防止するため、他の地方公共

団体と相互に連携して施策を実施するものとする。

2 市長は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に必要な限度において、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は提供を求めることができるものとする。

第24条を削り、第3章中第25条を第24条とする。

第26条各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第18条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条各号を削り、第4章中同条を第25条とする。

第27条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「第13条第1項又は第2項」を「第12条第1項」に、「行わなかった者」を「行わず、又は同条第2項若しくは第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第2項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「同項に規定する」を「これに記載すべき」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「第11条」を「第10条」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 第8条又は第9条第1項の規定に違反して、届出をしないで小規模特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者

第27条を第26条とする。

第28条第1号中「第10条第4項、第16条第1項、第17条第2項又は第18条第2項」を「第9条第2項又は第16条第1項」に改め、同条第2号中「第21条」を「第20条」に改め、同条を第27条とする。

第29条を第28条とする。

(鹿沼市土採取事業規制条例の一部改正)

第2条 鹿沼市土採取事業規制条例（平成25年鹿沼市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) 周辺住民等 次に掲げる者をいう。

ア 特定土採取事業を行う区域の境界から100メートル以内の区域を活動区域に含む自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。）

イ 特定土採取事業により生活環境に著しい影響を受ける者であって、規則で定めるもの

第3条第2号中「他の法令又は条例」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭

和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。) その他法令又は条例」に改める。

第 30 条を第 32 条とする。

第 29 条中「第 16 条第 2 項」を「第 17 条第 2 項」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条を第 31 条とする。

第 28 条を第 30 条とする。

第 27 条第 1 号中「第 7 条第 1 項、第 11 条第 1 項又は第 23 条第 1 項」を「当初許可、変更許可又は第 24 条第 1 項」に改め、同条第 2 号中「第 17 条」を「18 条」に改め、同条第 3 号中「第 19 条」を「第 20 条」に改め、同条を第 28 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(他の地方公共団体との連携等)

第 29 条 市長は、当初許可、変更許可又は第 24 条第 1 項の許可の審査を行うために必要な限度において、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は提供を求めることができる。

2 市長は、土採取事業に伴う災害発生の防止等を効果的に実施するために必要な限度において、次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 地方公共団体と連携すること。
- (2) 官公署に対し、情報を提供すること。
- (3) 官公署に対し、情報の提供を要請すること。

第 26 条を第 27 条とする。

第 25 条第 1 項及び第 3 項中「第 7 条第 4 項」を「第 8 条第 4 項」に改め、同条を第 26 条とする。

第 24 条を第 25 条とする。

第 23 条第 3 項中「第 9 条」を「第 10 条」に改め、同条を第 24 条とする。

第 22 条中「第 7 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に改め、「備え置き」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、「利害関係者の求めに応じ、」を「周辺住民等に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の規定により縦覧に供された書類の写しを規則で定めるところにより、一般の閲覧に供することができるものとする。

第 22 条を第 23 条とし、第 19 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 18 条第 1 項中「第 16 条第 1 項」を「第 17 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「特定土採取場の跡地の緑化及び生活環境の保全」を「当該届出に係る土採取事業」に改め、同条を第 19 条とする。

第 17 条各号列記以外の部分中「その許可」を「その当初許可又は変更許可」

に改め、同条第1号中「第15条」を「第16条」に改め、同条第3号中「第26条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条を第18条とする。

第16条第2項中「第7条第1項の許可」を「当初許可」に、「第11条第1項若しくは第23条第1項の許可」を「変更許可若しくは第24条第1項の許可」に改め、同条第3項中「第7条第1項、第11条第1項又は第23条第1項の許可」を「当初許可、変更許可又は第24条第1項の許可」に改め、同条第4項中「第10条」を「第11条」に、「第11条第3項」を「第12条第3項」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「第9条第1項各号」を「第10条第1項各号」に改め、同条を第16条とする。

第14条各号列記以外の部分中「第7条第1項又は第11条第1項若しくは第23条第1項の許可」を「当初許可又は変更許可若しくは第24条第1項の許可」に改め、同条第1号中「第7条第1項の許可」を「当初許可」に改め、同条第2号中「第11条第1項の変更許可」を「変更許可」に改め、同条第3号中「第23条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「当日までに」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条を第14条とする。

第12条第1項中「当該許可に」を「当初許可に」に、「前条第1項の許可」を「変更許可」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1項中「当該許可」を「当初許可」に改め、同条第2項中「前項の許可」の次に「(以下「変更許可」という。)」を加え、「当該変更に係る特定土採取事業に着手する日の前14日までに」を「規則で定めるところにより」に改め、同条第3項中「前2条」を「第7条及び前2条」に、「第1項の許可」を「変更許可」に改め、同条第4項中「第7条第2項第1号」を「第8条第2項第1号」に改め、「遅滞なく」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条を第12条とする。

第10条中「第7条第1項の許可」を「当初許可」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改め、「規定による申請」の次に「(以下この条において「当初申請」という。)」を加え、「当該申請」を「当該当初申請」に、「同条第1項の許可」を「当初許可」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第7条第2項の規定による申請」を「当初申請」に、「同条第1項の許可」を「当初許可」に改め、同項第1号中「鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を「鹿沼市土砂等の埋立て等

による土壌の汚染の防止に関する条例」に改め、同項第2号中「第17条」を「第18条」に改め、同項第3号中「第19条」を「第20条」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「前条第1項の許可」を「当初許可」に改め、同条第2項中「前条第1項の許可」を「当初許可」に、「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第7条第2項中「許可」の次に「(以下「当初許可」という。)」を加え、「当該特定土採取事業に着手する日の前30日までに、当該特定土採取事業に係る特定土採取場ごとに」を「規則で定めるところにより」に改め、同条第4項中「第11条第2項」を「第12条第2項」に改め、「当たって」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(特定土採取事業者の義務)

第7条 次条第2項の規定による申請をしようとする者は、あらかじめ、周辺住民等に対し、許可を受けようとする特定土採取事業に関する土採取計画について、規則で定める方法により周知しなければならない。

2 次条第2項の規定による申請をしようとする者は、特定土採取場の跡地の埋戻しに対する盛土規制法による規制等について、所管行政庁との事前協議をするよう努めなければならない。

(鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の設置事業との調和に関する条例の一部改正)

第3条 鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の設置事業との調和に関する条例(平成29年鹿沼市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号イ中「第8条第2項第9号エ」を「第8条第2項第8号エ」に改める。

第8条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第26条の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)

及び第2条中鹿沼市土採取事業規制条例第29条の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。) 令和7年6月1日

(2) 第3条の規定 規則で定める日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定によりされている許可については、当該許可に係る特定事業が完了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る特定事業に関する旧条例第6条の2、第6条の3及び第7条から第22条までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第7条の規定によりされている許可の申請は、改正後の鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第8条の規定によりされた届出とみなす。
- 4 この条例の施行前に旧条例第6条の規定に違反して特定事業を行った者については、旧条例第20条第4項の規定は、なおその効力を有する。
- 5 この条例の施行前にした旧条例第19条第1項又は第20条の規定による命令については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 7 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされている旧条例第10条第1項の変更の許可の申請及び旧条例第17条の2第1項の譲受けの許可の申請に係る旧条例第23条第2号及び第3号に掲げる手数料については、なお従前の例による。
- 8 第2条による改正後の鹿沼市土採取事業規制条例第3条第1項第2号及び第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後になされる申請に係る特定土採取事業について適用し、同日前になされた申請に係る特定土採取事業については、適用しない。
- 9 この条例の施行の際、現に改正前の鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の設置事業との調和に関する条例に規定する保全区域における事業の許可がされている事業のうち、この条例の施行の日前に着手した事業については、なお従前の例による。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 10 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 11 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例

によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 12 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。